

八丈町農業委員会

第5回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年8月25日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年8月25日(木) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平(欠席)	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 金田 可奈利委員、12番 菊池 家司委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 坂井 俊介、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹
八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第5回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農用内、
面積 430㎡
番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,369㎡
番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 290㎡、3筆合計 2,089㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー・果樹

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在自営の仕事をしている傍ら農業もおこなっている方です。農地については、番号1①から③ともに現在、雑草や杉の木が植わっている状態ですが、取得後は、農地整備を行い、家族と共にロベレニーや果樹を栽培していくことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農業委員と事務局と実際に現場を確認しました。番号1②農地と③農地へ続く道が狭くなっておりますが、今後整備すれば問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、13番農業委員お願いします。

農委13番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員からも説明があったとおり、番号1②農地、③農地へ続く道は狭いものの整備すれば問題はなく、農地も開墾すれば問題なく耕作できると思います。また、島外にいた●●●●さんの息子さんも帰ってきて一緒に農業を行うとの事です。譲受人の●●●●さんは過去に所有する農地に対して指導した経緯がありますので、今後も気を付けていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 607㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 431㎡、2筆合計 1,038㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 1,000,000円

移転の時期 令和4年10月1日、支払い方法 口座振込、支払期限 令和4年9月30日

続いて、番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 801㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,705㎡、2筆合計 2,506㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 3,000,000円

移転の時期 令和5年3月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和5年2月28日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者です
ので問題ありません。農地については、現在、遊休農地ですが農地取得後、山村離島振興整
備事業を活用し施設整備を行い、ルスカスを栽培していく計画となっています。

番号2農地の●●●●さんについては、認定新規就農者あるので、全部効率利用・常時従事
については問題ありません。農地については、現在、番号2②には、里芋が栽培されており、番
号2①農地は、遊休農地状態となっています。取得後、山村・離島振興施設整備事業を活用し
施設整備を行い、ルスカス栽培を行う計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。
まず、この農地ですが道路に面しているのでとても開墾がし易いと思います。また、事務局か
ら説明があったように●●●●さんは認定新規就農者として今後期待の農業者ですので、問題
ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、13番農業委員お願いします。

農委13番 推進委員、事務局と現場を確認しました。推進委員が説明したとおり、道路に面しているので非常に使いやすい農地です。また、所有権移転をする●●●●さんも畑を使わないとのことで、所有権移転を受ける●●●●さんが有効的に使われると思いますので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員、事務局と現場を確認しました。
番号2農地は事務局から説明があったとおり、現在里芋が植えられておりましたが、収穫した後、隣の農地と合わせて開墾し、山村・離島振興施設整備事業を活用した施設でルスカスを栽培していくとのことで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員と事務局と現場を確認しました。
平坦で四角く耕作しやすい農地であり、今後開墾していくとのことでした。
所有権移転を受ける●●●●さんは島外から移住してきましたが、認定新規就農者であり、●●●●さんのもとでも農業を学んでいるとのことで問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。